

〈にっしん〉

給 振 力

きゅうしんりよく

定期積金

未来を守る安全資産運用をはじめませんか？

〈にっしん〉の 給与振込普通預金口座 または

クレジットカード引き落とし実績のある普通預金口座 をお持ちの個人のお客様へ！

目標に向かって毎月コツコツと積立をはじめましょう！

お取り扱い期間 2026年10月1日^木～2027年3月31日^水

対 象 個人のお客様のみ 契 約 期 間 1年以上5年以下

払 込 金 額 1回の掛金 5,000円以上 (1,000円単位)

適 用 利 率

掛込期間 5年未満

税引前
年 **0.85%**
(税引後0.677%)

掛込期間 5年

税引前
年 **1.0%**
(税引後0.796%)

くわしくは裏面をご覧ください。



 日新信用金庫

〈にっしん〉もしもしコール

フリーダイヤル イコー ニッシンバンク

 **0120-15-2489**

(受付時間) 平日午前9時から午後5時まで

〈にっしん〉給振力(きゅうしんりょく)定期積金

お取扱い期間 2026年10月1日^木～2027年3月31日^水

対 象	- この定期積金のご契約は、個人のお客さまに限りします。 - ご契約日時時点で当金庫普通預金口座(以下「普通預金口座」という)を保有し、ご契約日時時点から6ヶ月以内に、普通預金口座への給与受取または普通預金口座からクレジットカードの引落実績がある方が対象となります。
契 約 期 間	1年以上5年以下
払 込 込 込 (1) 払 込 方 法 (2) 払 込 金 額 (3) 払 込 単 位	- 払込は毎月とし、普通預金口座からの自動振替、ATM、店頭での入金のいずれかの方法とします。 1回の掛金 5,000円以上 1,000円単位
払 戻 方 法	満期日以後に一括して給付契約金を支払います。
利息(給付補填金) (1) 適 用 金 利 (2) 給付補填金の支払方法 (3) 計 算 方 法	- 固定金利 - この定期積金に適用する利率(税引前)は、掛込期間が5年未満の場合は「年0.85%」、掛込期間が5年の場合は「年1.0%」とします。 - この積金を満期日後に解約する場合、給付契約金(掛金総額に達しないときは掛金残高相当額)に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。 - 給付補填金は満期日以後に一括して支払います。 - 給付補填金は付利単位を1円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税 金	給付補填金には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります(2037年12月31日までに受取る利息については、復興特別所得税が追加課税されます)。なお、マル優の取扱いはできません。
初 回 満 期 日 の 取 扱 い	初回満期日に掛金総額に達している場合は、この定期積金を自動解約し普通預金口座に入金します。なお、初回満期日に掛金総額に達していないときは、この定期積金は自動解約せず満期日を繰り延べします。
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	- 満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ①初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日の普通預金利率 ②初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×60%(ただし、解約日における普通預金利率を下限とします)
金利情報の入手方法	金利は窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置	- 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営企画部(9時～17時、電話:0120-15-2489)にお申し出ください。 - 紛争解決措置 兵庫県弁護士会(電話:078-341-8227)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営企画部または全国しんさん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営企画部もしくは全国しんさん相談所にお問合わせください。
留 意 事 項	- 払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間を繰延べるか、または約定年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。 - 満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 - 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息等が保護されます(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます)。 - 金利情勢の変化等により、お取扱い内容の変更またはお取扱いを終了することがあります。 - 金利について等詳しくは店頭でお尋ねください。

店頭に説明書をご用意しております。

令和8年10月1日現在



<https://www.nisshin-shinkin.co.jp/>



日新信用金庫

〈にっしん〉もしもしコール

フリーダイヤル イコー ニッシンバンク

0120-15-2489

(受付時間)平日午前9時から午後5時まで